

【 様式 記載方法 】

1 廃棄物再生事業者登録申請書

はじめて廃棄物再生事業者登録を受けようとするときに必要です。

様式第 6 号(第 22 条関係)

廃棄物再生事業者登録申請書

年 月 日

大阪府知事 様

申請者 住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

法律第 20 条の 2 第 1 項の規定により、廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

事務所及び事業場の所在地	(事務所)	連絡先となる府域の事務所所在地・電話番号 (電話番号)
	(事業場)	再生に関する作業を行う場所の所在地・電話番号 ※所在地は地番での記載をお願いします。
廃棄物の再生に係る事業の内容	取り扱う廃棄物の種類	古紙、金属くず、空き瓶類、古繊維などの区分で、登録を受けようとする廃棄物の種類
	再生方法	廃棄物を回収してから出荷するまでの間に行う再生に係る作業の方法を記入してください。 (例) ・「古紙を回収し、選別し、圧縮・梱包して出荷する。」 ・「金属くずを回収し、選別し、破碎・圧縮して出荷する。」
	再生利用により得られる有用物の利用方法	再生物の出荷先における利用方法について記入してください。 (例) ・「板紙及び紙の原料として利用」

複数の廃棄物について登録を受けようとする場合は、その種類ごとに記入してください。

2 事業の用に供する施設の概要

はじめて申請を行うとき、また保管施設や事業の用に供する施設に変更があった場合などに必要です。

(別紙様式1)

事業の用に供する施設の概要

事業場の名称		事業場の所在地、取り扱う廃棄物の種類ごとに作成してください。 ※所在地は地番での記載をお願いします。
事業場の所在地		
取り扱う廃棄物の種類		
保管施設	所在地	
	面積 (㎡)	再生する前の廃棄物の保管場所にかかる面積
	保管方法	屋外か屋内か、仕切りやカーゴ(容器)などの設置の有無
	廃棄物の飛散、流出、地下浸透悪臭発散防止に関する措置状況	廃棄物の適正な保管のために講じられている具体的な措置を記入してください。 (例) 「屋内に保管し、飛散を防止」 「コンクリート舗装により、地下への浸透を防止」など
再生の用に供する施設	施設の種類	2 ページに記載の施設の具体例を参照し、施設の仕様についてご記入ください。 また、施設に関するパンフレット等があれば添付してください。
	メーカー・型式	
	処理能力・数量	
	1日の運転時間	
	設置年月日	
	生活環境の保全上の支障を防止するための措置	粉じん防止対策、騒音防止対策、悪臭防止対策、振動防止対策など、生活環境の保全のために何らかの措置を講じている場合、その内容を具体的に記入してください。
運搬施設	施設の種類	フォークリフトなどの運搬施設について、その種類、能力、台数を記入してください。
	能力(最大積載量(t))	
	保有台数	

(注) 事業場が複数ある場合、事業場ごとに作成すること。また、本様式に書ききれない場合は、本様式を用いて2枚目以降を作成すること。

3 事業計画の概要・業務の経歴

はじめて申請を行うとき、取扱う廃棄物の品目が追加された場合などに必要です。

(別紙様式2)

事業計画の概要

排 出 者	
再 生 の 方 法	
再 生 物 の 引 渡 先	

複数の廃棄物について登録を受けようとする場合は、その種類ごとに記入してください。

廃棄物ごとに市町村、家庭、集団回収団体、ビル、工場、行商者などを記入してください。
回収元が限られている場合で、差支えなければ、その具体的名称を記入してください。

廃棄物ごとに再生のために行う収集・運搬、選別、破碎、切断、圧縮、梱包などの加工の方法を記入してください。

廃棄物ごとに商社、メーカー、他の再生事業者などを記入してください。
引渡先が限られている場合で、差支えなければ、その具体的名称を記入してください。

業 務 の 経 歴

年 月 日	業 務 経 歴
. . .	
. . .	
. . .	
. . .	

再生にかかる業務を開始した年月日

「廃棄物処理法」「古物営業法」「大阪府金属くず営業条例」などの法律または条例に基づく許可を受けている場合は、許可の年月日、許可番号、許可の区分を記入し、当該許可証のコピーを添付してください。

(備考)
業務の開始年月日及び廃棄物処理法、大阪府金属くず営業条例その他の法令に基づく許可を受けている場合は、許可番号、許可の区分等を記入してください

4 誓約書

はじめて申請を行うとき、また法人名称、代表者及び住所に変更があった場合などに必要です。

(別紙様式 3)

誓 約 書

私は、次に規定するいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

申請者 住 所

氏 名
〔 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名 〕

- (1) 法第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでのいずれかに該当する者
- (2) 大阪府生活環境の保全等に関する条例若しくは大阪府循環型社会形成推進条例又はこれらの条例に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者(個人においては廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。)第 4 条の 7 で定める使用人、法人においてはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。)又は令第 4 条の 7 で定める使用人で当該執行日又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者のあるものを含む。)
- (3) 令第 22 条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者
- (4) 法人でその役員又は令第 4 条の 7 で定める使用人のうち前号に該当する者のあるもの
- (5) 個人で令第 4 条の 7 で定める使用人のうち第 3 号に該当する者のあるもの

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号)

- イ 第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当する者
- ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
- ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからチまで)

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- ニ この法律(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- ホ 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
- ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト ヘに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

5 欠格要件適用対象者に関する書類

はじめて申請を行う場合に必要です。

(別紙様式4)
欠格要件適用対象者に関する書類

申請者				
(個人である場合)				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住	籍 所	
(法人である場合)				
(ふりがな) 名 称		住	所	
法定代理人 (申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)				
(個人である場合)				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住	籍 所	
(法人である場合)				
(ふりがな) 名 称		住	所	
役員 (法定代理人が法人である場合)				
(ふりがな) 氏 名	役職名・呼称	本 住	籍 所	
役員 (申請者が法人である場合)				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住	籍 所	

該当する部分をご記入ください。

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株	出資の額	円	
			本	籍
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	住	所
		割合		

該当する部分をご記入ください。

廃棄物処理法施行令4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考
「法定代理人」の欄から「廃棄物処理法施行令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとする。

6 廃棄物再生事業者変更届出書

各種変更事項が生じたときに必要です。

様式第8号（第22条関係）

廃棄物再生事業者変更届出書

年 月 日

大阪府知事様

届出者 住所

氏名
〔法人にあっては、名称
及び代表者の氏名〕

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第20条の規定により、次のとおり変更を届け出ます。

事業場の名称及び所在地		
登録年月日及び登録番号	現在の登録内容を記載してください。	
変更事項	法人代表者、法人所在地、登録事業場の名称、所在地、再生事業に供する施設の追加、変更など、具体的な変更内容をご記入ください。	
変更の内容		変更前の内容と変更後の内容が分かるようにご記入ください。
		なお、再生事業に供する施設の場合、「別紙のとおり」とし図面等を添付してください。
変更の理由		
変更年月日	年 月 日	

添付書類

- 1 大阪府廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第11条各号に掲げる書類及び図面
- 2 廃棄物再生事業者登録証明書の記載事項に変更がある場合は当該登録証明書

7 廃棄物再生事業者事業場廃止・休止・再開届出書

登録を受けた廃棄物再生事業場を廃止、休止、再開する場合に必要です。

様式第9号（第22条関係）

廃棄物再生事業者事業場廃止・休止・再開届出書

年 月 日

大阪府知事様

届出者 住所

氏名
〔法人にあつては、名称〕
及び代表者の氏名

電話番号

廃止
廃棄物再生事業者の登録に係る事業場を 休止 したので、廃棄物の処理
再開

及び清掃に関する法律施行令第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業場の名称 及び所在地	現在の登録内容を記載してください。
登録の年月日 及び登録番号	年
廃止 休止の年月日 再開	年 月 日 (再開の場合 休止開始年月日 年 月 日)
廃止 休止の理由 再開	
廃止 後の措置 休止	廃止や休止後の施設において措置する内容があれば、 ご記入ください。

添付書類 廃棄物再生事業者登録証明書

8 許可証等再交付申請書

登録証明書をき損したり、紛失した場合で再交付を申請する際に必要な書類です。

様式第 35 号 (第 22 条関係)

許可証等再交付申請書

年 月 日

大阪府知事 様

申請者 住 所
氏 名
〔 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名 〕
電話番号

大阪府廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 13 条第 1 項の規定により、次とおり申請します。

許可証、認定証、指定証又は登録証明書の名称	<div style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> <p>現在の登録内容を記載してください。</p> </div>
許可年月日及び許可番号、認定年月日及び認定番号、指定年月日及び指定番号又は登録年月日及び登録番号	号
再 交 付 申 請 の 理 由	<div style="border: 2px solid red; border-radius: 25px; padding: 20px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>例) 破損したため</p> <p>汚損したため</p> </div>

添付書類 許可証、指定証又は登録証明書 (亡失し、又は滅失した場合を除く。)

9 実績報告書

はじめて申請を行うとき、また事業場を新たに追加される場合、品目を追加する場合に必要です。

(別紙様式5)

廃棄物再生事業の実績

〇〇年(4月～6月)再生事業実績

受入等実績(t・kg・m³/月)

回収又は、受入品目	回収又は、受入量	主な回収又は、受入先
古紙	200kg	株式会社 〇〇商事
受入品目、受入先ごとに、ご記入ください		

売却等実績(t・kg・m³/月)

売却等品目	売却等量	主な売却等先
古紙	190kg	△△製紙 株式会社
売却の品目、売却先ごとに、ご記入ください		

残渣処分実績(t・kg・m³/月)

処分品目	処分量	処分先
汚泥	10kg	株式会社 □□衛生(焼却)
残渣の種類、処分先ごとに、ご記入ください		

※ 事業場における3ヶ月の実績を、ご記入ください。

また、過去3ヶ月程度の期間において廃棄物の再生の業を営んでいることが確認できる書類(搬入、搬出伝票等)を添付してください。

10 亡失申立書

登録証明書に書換が必要な変更届を提出するとき、現在の登録証明書を紛失した場合に提出が必要です。

(別紙様式6)

亡 失 申 立 書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者
住 所 〒

氏 名 _____
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

T E L _____

廃棄物再生事業者登録証明書を紛失しました。今後は、十分注意をいたします。

なお、登録証が見つかり次第、早急に返却します。

1 1 遅延理由書

届出事由が生じてから 30 日を経過した場合に必要です。

(別紙様式 7)

遅 延 理 由 書

年 月 日

大阪府知事 様

住 所 〒

氏 名 _____
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

T E L _____

(変更事項)

このたび、**変更内容を記載してください。** _____ を変更し、30 日以内に

(遅延理由)

届出をしなければならないところ、**遅延した理由を記載して下さい。** _____ のため、本日まで

遅延しましたことは、誠に申し訳ありません。

今後は廃棄物処理法を遵守し、再びこのようなことがないように、十分に注意いたしますので、今回に限り、よろしくお取り計らい願います。